

令和5年度

持続可能な観光地づくり推進事業

モデル地域募集要領

(一社) 長野県観光機構

I 背景・目的

持続可能（サステナブル）な観光とは、訪問客・業界・地域コミュニティそれぞれのニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済・社会・環境への影響を十分に考慮する観光と国連世界観光機関（UNWTO）が定義しています。

持続可能（サステナブル）な観光に対する意識は、コロナ禍を経てインバウンドや若い世代を中心に高まりを見せており、身近な事例としても、一部 OTA では宿泊施設の検索項目に「サステナブル」が追加される等、旅行者が自らの観光行動をサステナブルなものとなるように選択できる状況です。

また、観光地域づくり（目的地づくり）の観点からも、持続可能な観光における国際的な認証・表彰に向けた取組の重要性が認められており、例えば、GSTC（グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会）※の国際基準を意識した取組を進めることは、サステナブルに旅行したいという旅行者から選ばれることとなります。

これらの状況を踏まえ、（一社）長野県観光機構では、地域における持続可能（サステナブル）な取組の可視化を通じた、選び・選ばれる地域づくりを目指す意欲的な地域を募集し、伴走による支援を実施します。

（※）GSTC（グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会）による国際基準及び国際認証の内容については、「別紙1」を参照。

II 募集内容

持続可能な地域づくりを目指し、国際認証の取得に向け、主体性及び継続性を持ち意欲的に取組む地域を、実証事業及び調査事業の区分（下記表を参照）により募集します。

なお、選定地域の課題解決に向けた取組事業に対して、当機構からの職員派遣等による事業構築及び実施への支援、併せて事業費用の助成を行います。

区分	対象事業	助成上限額 （※2）	選定予定数
実証事業	GDS TOP100 選コア項目（15 項目）（※1）の達成に向け、必要となる優先すべき課題の解決に向けた取組	3,000 千円	1 地域
調査事業	GDS TOP100 選コア項目（15 項目）（※1）の達成に向け、現状の取組整理や今後検討すべき課題・弱みの洗い出し等現状分析に資する取組	2,000 千円	2 地域

（※1）GDS（グリーンデスティネーションズ・スタンダード）TOP100 選に必要なコア項目内容等は「取組状況自己分析シート」（様式2）を参照ください。

（※2）助成に係る対象経費については「Ⅷ 対象経費」をご確認ください。

なお、状況に応じて、実証事業・調査事業の対象地域数を変更する場合があるとともに、選定数の変更に伴い助成金上限額を変更する場合があります。

Ⅲ 応募要件

応募申請に当たっては、以下要件に該当することとします。

- ・ 応募団体が中心となり地域関係者（行政機関・事業者・住民等）を巻き込む意欲があること
- ・ 次年度以降の事業継続が見込まれること
- ・ 国際認証取得への意欲があること

Ⅳ 応募申請

1 申請対象団体

- ・ 長野県内に事務所を有する日本版 DMO 登録の観光地域づくり法人（又は候補法人）
- ・ 長野県内に事務所を有する観光協会・観光連盟

2 応募申請

「応募申請書」（様式 1）及び「取組状況自己分析シート」（様式 2）に必要事項を記入の上、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、選定に向けヒアリングをさせていただきます。

Ⅴ 応募受付期間

令和 5 年 6 月 23 日（金）～7 月 6 日（木）17:00 必着

Ⅵ 提出及び問い合わせ先

応募申請様式の提出は上記期間までに下記アドレスまでご提出ください。

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記担当者までご連絡をお願いします。

〒380-0936

長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3階

一般社団法人 長野県観光機構

パブリック事業部 担当：三井、清水、加藤

TEL：026-219-5274

E-mail：dmo@nagano-tabi.net

Ⅶ 選定方法

応募様式と応募者とのヒアリング実施を基に、下記の観点により対象地域を選定させていただきます。

- ・ 上記「Ⅰ 背景・目的」の必要性を理解し、「Ⅲ 応募要件」に該当すること
- ・ 持続可能な観光地づくりに対して地域が一体となり進めていく意欲があること
- ・ 想定する事業成果が次年度以降の取組に対して活用できること

VIII 対象経費

1 対象とする経費

項目	概要
(1)人件費	<ul style="list-style-type: none">・ 課題解決に向けた実証等事業に従事する、派遣社員又はアルバイト等に対する人件費（事業を実施するうえで、外部委託や外注を行わず直接的に発生する人件費が対象）・ 事業実施団体の正職員や正社員に対する人件費は認めない
(2)謝金及び宿泊交通費	<ul style="list-style-type: none">・ 有識者、専門家、イベントの出演者・司会者等に対する謝金及び移動交通費、宿泊費・ 事業実施団体の謝金規定等に基づいて計上。ただし、規定がない場合は、国や地方公共団体の支払い基準に準じた金額を計上
(3)借料・損料及び使用料	<ul style="list-style-type: none">・ 会場の借上料、使用料、本事業の取組に係る備品や機材等のリース料等
(4)消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・ 当該事業を行うために必要なもので、本事業のみで使用されることが確認できるものに限る
(5)外部委託費	<ul style="list-style-type: none">・ 地域において特に必要性が高く、かつ当該事業が専門人材でなければ実施できない場合には事務局と協議の上、経費として計上可能
(6)その他諸経費	<ul style="list-style-type: none">・ 当該事業を行うために、下記対象外経費を除く、その他必要な経費のうち、事務局との協議の上、対象経費として認められるもの

2 対象外経費

以下の経費は、事業実施に係る伴走支援として支払う対象外経費とする。なお、対象外経費のうち必要となるものは各地域で負担すること。

- ・ 消費税及び地方消費税（仕入控除の対象とならない事業者（免税業者等）は除く。）
- ・ 採択が決定してから、事業開始の通知を行う前に発生した経費
- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 事業実施団体等における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・ 景品等の購入費
- ・ クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・ 国・地方公共団体から別途、同一活動に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている場合、又は、支給を予定されている場合の経費
- ・ 事業実施中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・ その他持続可能な観光地域づくりに資することが期待できない取組に係る経費

3 対象経費の精算

対象経費は、原則事業完了後に（一社）長野県観光機構が精査した上で、精算払いとする。

4 その他

当該助成金の交付に当たっては、本要領の他、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めるところによる。

Ⅸ 申請手続き・流れ

申請手続き等は以下のとおりです。

なお、令和6年3月に当機構が予定している取組波及のためのセミナー等にて、取組事例・成果について発表いただきますので、あらかじめご承知おきください。

1 応募申請

「応募申請書」（様式1）及び「取組状況自己分析シート」（様式2）に必要事項を記載の上、上記記載期限までに提出ください。

2 ヒアリングの実施

応募申請書の記載内容を確認の上、申請者とのヒアリングを実施します。

主なヒアリング内容は、選定観点に基づいた内容及び想定取組に係る経費の確認等を想定しています。

3 地域選定

応募申請書、ヒアリング結果に基づき、「選定結果通知書」を申請者へ発出します。

4 取組内容の協働構築及び事業計画書の提出（計画）

選定地域関係者及び当機構により事業を構築します。

なお、事業計画書については、選定者において作成することとします。（様式及び添付書類は別途指定）

5 事業実施

事業実施に当たり、当機構からの職員派遣等を通じた伴走支援を行います。

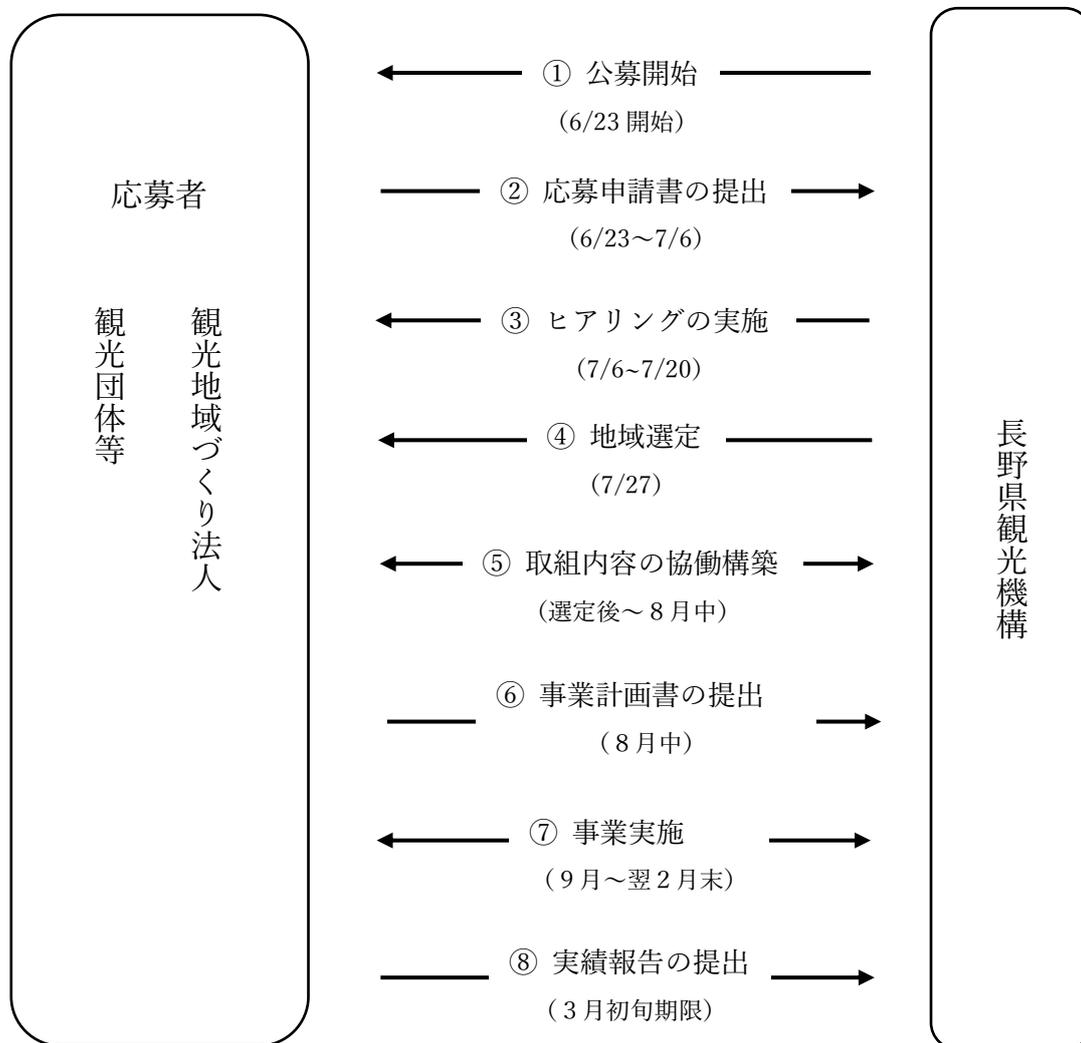
なお、やむを得ない事情により当初事業内容を大幅に変更する場合には、当機構と協議の上、必要に応じて変更計画書の提出をすることとします。（様式及び添付書類は別途指定）

6 事業完了報告書の提出

事業が完了したときは、速やかに「事業完了報告書」（別途指定）を提出してください。

なお、事業完了報告書に併せて、事業費内訳、収入支出の証拠書類の写し、成果物等を添付することとします。

【イメージ図】 ※記載日程は状況に応じて変更となる場合があります。



G S T C と国際認証について

1 G S T C (グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会) について

G S T C (グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会) は、持続可能な観光の推進と持続可能な観光の国際基準を作ることを目的に、2007 年に発足した国際非営利団体です。

2008 年には観光産業向けの指標 (G S T C - I : Global Sustainable Tourism Criteria for Industry)、2013 年には観光地向けの指標 (G S T C - D : Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations、2019 年 12 月に改訂を行い現在は GSTC Destination Criteria という名称 (略称は G S T C - D のまま) となっている) を開発し、管理・普及活動を行っている。

※ G S T C - D の概要

観光地向けに開発された指標 GSTC-D は、4 つの分野、合計 38 の大項目・174 の小項目が設定されています。

- A. 持続可能なマネジメント / B. 社会経済のサステナビリティ
C. 文化的サステナビリティ / D. 環境のサステナビリティ

2 G D (グリーンデスティネーションズ) について

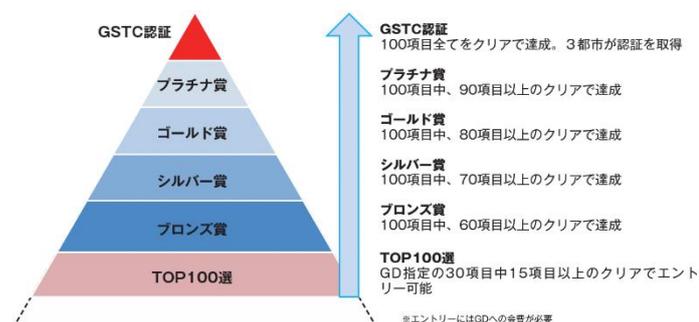
国際認証団体の一つである GD (グリーン・デスティネーションズ) では、G S T C - D をベースとした 100 項目からなる Green Destinations Standard (G D S) を設けており、これら全てについて、GD が設定する基準を満たすと、観光地が G S T C 認証を受けられます。

段階を踏んで認証を目指していけるよう、100 項目のうち 60 項目をクリアすればブロンズ賞、70 項目をクリアすればシルバー賞といった形で、取組の過程にいくつかの表彰制度が設けられています。

また、取組を始めやすいよう、最初の入門編として設けられているのが、ピラミッドの一番下にあたる「TOP100 選」であり、「TOP100 選」は、100 項目の中で「コア項目」とされる 30 項目のうちの 15 以上の項目に対する取組について自己評価を行い、レポートを GD に提出し、高評価が得られれば入賞となります。

「TOP100 選」に入賞した観光地は GD のホームページに掲載され、観光地としての国際的な認知度向上につながります。

●【認証制度の例示】Green Destinations Standard (G D S) による G S T C 認証取得までのステップ (図 2)



引用元：日本版持続可能な観光ガイドライン